

教育委員会会議提出議案

第32号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和2年9月30日
教 育 長

(理由)

県立高等学校の学科改編及び新たな定時制単位制高等学校の整備に伴い、所
要の改正を行うもの。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 第2条第1項の表の改正

(1) 第2条第1項の表の「学科等」欄から「文理に関する学科」を削除

大川樟風高等学校の文理科の募集停止に伴い、第2条第1項の表から「文理に関する学科」を削除するもの。

(2) 改正概要

課程	現行		改正案	
	学科等	学区	学科等	学区
全日制課程	(略)	(略)	(略)	(略)
	文理に関する学科 芸術に関する学科 総合学科 専攻科	県内全域	芸術に関する学科 総合学科 専攻科	県内全域

2 別表第1の改正

(1) 別表第1の「高等学校名」欄から「大牟田北」及び「西田川」を削除

大牟田北高等学校及び西田川高等学校を新たな定時制単位制高等学校として整備することに伴い、県内全域が学区となるため、別表第1から「大牟田北」及び「西田川」を削除するもの。

(2) 改正概要

学区名	現行	改正案
	高等学校名	高等学校名
第10学区	三潞 大川樟風 伝習館 山門 三池 大牟田北	三潞 大川樟風 伝習館 山門 三池
第11学区	田川 東鷹 西田川	田川 東鷹

3 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和3年度以降に入学する者から適用する。

4 参考

令和3年度に該当校の全日制課程の第2学年、第3学年に転編入する場合は、改正前の規定が適用される（従来どおりの取扱い）。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年●●月●●日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第●●号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

文理に関する学科
芸術に関する学科
総合学科
専攻科
県内全域

を

芸術に関する学科
総合学科
専攻科
県内全域

に

改める。

別表第一中

				第十学区
三 大 柳 大 三 瀧 川 川 瀧 田 ま 市 市 市 市 郡				三 大 柳 大 三 瀧 川 川 瀧 田 ま 市 市 市 市 郡
三	山	伝	大	
池	門	習	川	
	筑	館	樟	瀧
	後		風	羽
	中			犬
		中、北野中		塚
				中、筑後北中、久留
				米市のうち城南中、江南中、
				櫛原中、牟田山中、諏訪中、
				良山中、明星中、宮ノ陣中、
				荒木中、筑邦西中、屏水中、
				青陵中、高牟礼中、田主丸

に、

				第十学区
三 大 柳 大 三 瀧 川 川 瀧 田 ま 市 市 市 市 郡				三 大 柳 大 三 瀧 川 川 瀧 田 ま 市 市 市 市 郡
大	三	山	伝	大
牟	池	門	習	川
田	北	筑	館	樟
		後		風
		中		瀧
				羽
				犬
				塚
				中、筑後北中、久留
				米市のうち城南中、江南中、
				櫛原中、牟田山中、諏訪中、
				良山中、明星中、宮ノ陣中、
				荒木中、筑邦西中、屏水中、
				青陵中、高牟礼中、田主丸

を

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、令和三年度以降に入学する者から適用する。

第十一学区
田 田
川 川
郡 市
東 田
鷹 川

に

第十一学区
田 田
川 川
郡 市
西 東 田
田
川 鷹 川

を

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則新旧対照表

改正案

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則

(略)

(略)	全日制 課程			課程
	専攻科	総合学科	芸術に関する学科	学科等
	県内全域			学区

第二条 高等学校の学区は、次の表の上欄に掲げる課程ごとに、同表の中欄に掲げる学科等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

現行

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則

(略)

(略)	全日制 課程				課程
	専攻科	総合学科	芸術に関する学科	文理に関する学科	学科等
	県内全域				学区

第二条 高等学校の学区は、次の表の上欄に掲げる課程ごとに、同表の中欄に掲げる学科等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

